

汪兆銘政權の樹立と日本の対中政策構想

劉 傑

一、はじめに

一九四〇年三月三〇日、汪兆銘を首班とする南京国民政府は「還都」という名の下に成立した。この新政府は約二年間にわたる「汪兆銘工作」が産み落とした「怪胎」⁽¹⁾であった故に、日中戦争の開始とほぼ同時に展開されたさまざまな「和平工作」の結果として評価されることなく、変質した「和平工作」の結末と認識され、あるいは単なる占領地政權づくりで終わったと思われてきた。⁽²⁾

ところが、筆者はかつて「汪兆銘工作」の変質説に疑問を提示したことがある。⁽³⁾その主な根拠は、日中双方の關係者が占領地に政權樹立を決断した段階（仮にこれを「後期・汪兆銘工作」と称することにする）から、「汪兆銘工作」が変質したという見方の有効性への疑問である。この疑問は直接、その他の「和平工作」への評価にも関連する。すなわち、それまでの「汪兆銘工作」及びその他の「対華工作」を一概に戦争の終結を実現するための「和

「平工作」として評価することは、この一連の工作の最も本質的な部分を見落としたのではないかという疑問があったからである。ここで、結論だけを再録させていただくと、「和平工作」そのものは、戦後の国際秩序構想との関係の中で取り上げるべきである、というのが筆者の見方である。したがって、筆者は敢えて慣用されて来た「和平工作」の概念を避け、ただ単に「対華工作」と呼称している。

すなわち、「対華工作」の視角を用いて日中戦争下の外交問題を観察すると、いわゆる「後期・汪兆銘工作」もその他の「和平工作」と全く同じように大きな視野の中で捉えることが可能となってくる。つまり、「和平工作」史から汪兆銘政権の問題を排除するのではなく、汪兆銘政権の樹立はまさに「対華工作」の重要な構成部分であり、日本の戦後構想と密接に関連していたのである。

このような捉え方をしたのは、ほかにも理由が挙げられる。すなわち、汪兆銘政権樹立直前、さらに政権樹立後にいたっても、重慶に退いたとは言え、蒋介石国民政府は唯一中国の民心を把握していた政府であり、この政府との間に和平を実現しなければ、日中間の戦争終結もあり得ないという認識は、日本の政治家、外交官のみならず、陸海軍人の間でも、ほとんど通念と言っているほど、自明の道理であったように思われる。いわゆる「桐工作」をはじめとする一連の重慶側との交渉の試みは、このような日本側の時局認識を象徴する事象にはかならない。単純に言えば、日本側は、汪兆銘政権の無力と傀儡的性格を充分認識していたし、この政権との間にいくら日本に有利な条約や停戦協定を結んだところで、重慶政権が存続している限り、或いは重慶との間に和平が実現しない限り、所詮如何なる意味も為さない。それなのに、なぜ政権樹立に踏み切ったのだろうか。しかも何故に、真剣に汪政権との交渉条件を検討し、苛酷な要求を同政権に突き付けたのだろうか。

このような問題提起に対し、傀儡政權ないし占領地政權である以上、無力なのは当然であり、日本からの厳しい要求を甘受し、日本の言い成りになるのも当然ではないか、という類の疑問が起ころうかもしれない。確かにロポット政權はかくの如く運命を背負っていることは、反論の余地もない。ところが、後に述べる日中交渉の様子からも分かるように、汪兆銘一派は必ずしも終始ロポットのように従順であつたわけでもなく、機会ある毎に、たとえ形式的とは言え、日本に対する抵抗を行ったのも事実である。さらに、政權の傀儡性の問題よりも、とりわけ矛盾を感じなければならなかつたのは、傀儡政權を作り、しかもその弱さに乗じて、中国全土に拡大した日中対立を一層増幅させるような苛酷な要求を受諾させることは、果たして日本にとって利益だつたのだろうか、ということである。

つまり、単純に考えれば、重慶政權を牽制するためにも、比較的緩やかな条件で汪兆銘グループとの交渉に臨み、日中平和の実績を世界中に顯示することは日本にとってより有利であつたことと言うまでもない。この点について、交渉に当たつた日本側の最高責任者影佐禎昭（少将・梅機関長）が「汪氏の運動の指導原理」として、「和平政府を樹立し、日本との間に和平提携の活模範を造ることに依て重慶政府及一般民衆に対し、和平論は決して根柢のないものではないことを事実⁴に依りて証明し、仍て以て重慶政府を和平論に誘導し之と相携へて日本との全面的和平提携を齎さう」（傍線は筆者、傍点は原文。以下同じ）と解説しているように、日本側は充分理解していたのである。

ところが、和平提携の「活模範」という高邁な理想や原理は後述する両国代表者の交渉の実態を見れば、如何に現実からかけ離れていたかがわかる。汪政權は所詮中国を代表する政權にはなれず、該政權に和平条件を受諾させても、それが即刻、中国全土に波及する効果を有すると期待すること自体、空想に近い。結局は蒋介石政權との交渉に期待をかける以外に途はない。

このように見てくると、汪兆銘政権の樹立はあまりにも無謀で、無意味な、浪費的な行動ではなかったかという見方も出来ないことはない。しかし、日本が数年間の歳月と膨大な財力、人力を注ぎ込んだこの工作は、占領地政権やただのロボットという単純な解釈だけでは果たして説明できるだろうか。

そこで、本稿は、無力と知りながら、なぜ汪兆銘政権の樹立に踏み切ったのかという必ずしも充分に解明されてこなかった問題に焦点を当て、汪グループに厳しい要求を出したことの意味は何か、また、汪政権の樹立によって如何なる効果が期待され、さらに如何なる戦後秩序を構築しようとしたのかなどの問題を明らかにしたい。さらに、汪兆銘政権の樹立と同時に展開された「新党運動」、いわゆる「興亜建國運動」にも言及し、「汪兆銘工作」の本当の意味を解明していきたい。このような作業を通じて、重大な局面に直面したとき、日本の外交担当者が、如何に国際情勢を認識し、如何なる外交政策を構築したか、すなわち、戦時日本外交の姿も自ら浮き彫りになってくるだろう。

二、新政府樹立問題をめぐって

本論に入る前に、まず当事者が汪政権樹立の問題をどのように認識していたのかを傾聴しておくことも無意味ではない。「後期・汪兆銘工作」に直接関与した今井武夫（大佐・支那派遣軍参謀）が政権樹立の根拠及びその利害について次のように回想している。⁽⁵⁾

「汪兆銘が重慶から昆明を経て河内に脱出した真の目的が和平実現にあることは、累次の声明に依って明らか

であるが、重慶政府の之れに対する反応は却てテロを以て報いんとした。汪は已むなく身を以て危地を逃れて上海に渡り、従来最も忌避していた日本軍占領地内で、自ら決意を改め窮余の策として、最後案の国民政府の南京遷都を実現した。

従って、反共和平建国の青天白日旗を南京に翻えしたことは、決して彼の本意に副うものではなかった。

一方汪兆銘の重慶離脱前から彼等同志と自ら連絡に当たった私は、汪兆銘が雲南、貴州等の西南地方に新政權を樹立せんとする最初の企画を放棄して、日本軍占領地域に国民政府を樹立せんと遽かに決心を変更した時直ちに新政府の樹立は果たして日華全面和平に一步を進め得るか、或いはかえって之れが障碍となるか疑問を持った。ただ汪が心中私心を蓄えず、南京政府は重慶政府をして、其の抗戦主義を放棄して全面和平主義に転向せしめる如く誘導するため、日華協力の実験台となり、又全面和平に際しては日華講和の媒体となり、捨石たらんと決意している事を熟知したからこそ、其の政府成立に一応の希望を繋いで協力を惜しまなかったに過ぎない。

勿論本質的には単なる南京政府の樹立そのことが、目標でなく、重慶政府との全面和平を終局の目的とし、南京に国民政府樹立は之が側面的推進策であり、単なる一階梯とすべきものとしか考えられなかった。」

これを一読してわかったことは、汪政權樹立は目的ではなく、さしずめ重慶との和平を実現するための通過儀礼のようなものであった。ところが、如何なる形で重慶との和平を「誘導する」かは、政權樹立の時点では必ずしも明確なビジョンが示されていなかった。唯一言えるのは、重慶政府の方向転換は和平を実現するための必須条件であった。これは一種の共通認識であった。それでは次に、まず高宗武事件をきっかけに公にされた日本側の汪兆

銘側につきつけた和平条件及びそれをめぐる交渉過程を検討し、新政権樹立と対重慶工作との関係を整理しておく。

1、高宗武・陶希聖の「出走」

「汪兆銘工作」の先駆者とも言うべき高宗武、陶希聖の両名は一九四〇年一月二十一日突如香港大公報に声明を発表し、日本側と汪兆銘側との間に合意した和平条件を「無法極まること二一ヶ条以上、近衛声明をも逸脱し、中国を日本の属国化するもの」と厳しく論難した。更に平和条件の具体的内容を次のように暴露した。

一、中国の満州国承認

二、中日経済提携

三、北支と蒙疆を国防上、経済開発上の特殊地帯となすこと

四、揚子江下流の日本の経済的優越、南支沿岸の島嶼に対する日本の支配的地位を承認すること

以上が一般的な要求とするならば、中国の国家的運命に関わる重要事項として、高・陶両人は次のような「最も重要な条項」も暴いている。

一、北支、蒙疆駐兵権、揚子江、南支沿岸一定地点に駐兵権、軍艦常置権を認む

二、日本軍駐屯地域の鉄道、航空路、郵政、電信、重要港湾、水路に対する要求監督権を留保す

三、右地域内の中国軍隊、警察装備施設は最小限たること

四、新政府は日本人の蒙れる損害を賠償す

- 五、日滿支間に資源開發、関稅、通商、航空、郵政に關する協定を締結す
- 六、北支、蒙疆其の他の資源開發並に利用上に日本に便宜と特典を与へる
- 七、日本は新政府に顧問を置く
- 八、日滿支通商助長の爲め適當な関稅制度と稅率を採用
- 九、「新上海」再建に日支協力

十、臨時政府に就いては広範圍の自治を有つ「華北政務委員會」を設置、維新政府は新政府に融合す

十一、蒙疆に広範圍の自治容認

これらの対中要求の暴露は中国各界に大きなショックを与えただけでなく、歐米諸国も大きな衝撃を受けた。そして、誰よりも大きな打撃を受けたのは汪兆銘グループの面々であった。新聞発表当日、周仏海が日記に「晩に思平と高、陶の件で話し合うが、憤慨の余り一睡もできなかった。上海に戻ったら長文の声明を発表して内容の説明と我々の態度を明らかにして全国民の耳目を正すことにしよう。高、陶の二匹のクズはいつか必ず殺してやる」と書き記した。文章から滲み出る周仏海の憎しみの感情は彼の受けた衝撃の大きさを物語っている一方、汪兆銘グループ内部の軋轢を窺わせている。

事実、内部対立の実情を現地の日本側責任者も深刻に受け止めていたが、事件発生後やっと次のような報告が外務省に到着している。

「今次高宗武及陶希聖ノ不逞行為ニ関連シ当地ニテ得タル相当信スヘキ消息ニ依レハ本件高ノ行動ハ汪中央政權運動其ノモノニ対スル背信ニ基クモノニアラスシテ、周仏海トノ軋轢關係ニ激発セラレタルモノタリトノ説

アリ即ち高ハ汪ノ重慶脱出以來汪ノ腹心ノ股肱トシテ工作ニ従事セル処ヘ周モ汪ノ運動ニ投シ来リタルハヨキモ周ハ同人ノ党ニ対スル地位ト偏見ニ頼ミ高トノ間ニ勢力争ヲ生シ対日方策ニ関シテモ両者間甚タシキ意見ノ食違アリ之カ昂シテ高ヲ驥リテ自棄的行爲ニ迄追込ミタルモノニテ陶ハ高ト行動ヲ共ニセルモノナリ

上海の三浦（義秋）総領事からもこれに似たような情報が発信されている。⁽⁹⁾それを要約すると次のようなことになろう。

一、元来高宗武なる人物は確乎たる信念を持たず、功利的人物である。汪兆銘に重用されなかつた不満と重慶側の買収の結果、和平運動から離脱した。

二、陶希聖が高宗武の呼びかけに応えた理由は、汪兆銘が宣伝部次長林柏生を信用し、陶希聖を袖にしたからである。

三、汪派幹部の専制、中堅以下の待遇不良などの現状から推測すると、将来、この種の事件の再発の危険性は大きいにある。

周仏海と高宗武等の不仲は、高宗武事件を引き起こした直接の原因であつたかどうか、必ずしも確証があるとは言い難いが、それよりも、汪兆銘グループ内部には周仏海をはじめとする対日「妥協派」と高宗武・陶希聖等の「強硬派」が存在していたことは注目すべき事実である。そして、この中国内部の対立はまさに日本の新政権樹立の目的を映し出す鏡となつた言えよう。

一例を挙げる。暴露事件が発生する直前の一月中旬、日本側の苛酷な要求に反感を覚えた汪兆銘が高宗武や陶希聖の香港出走に理解を示す発言をしている。⁽¹⁰⁾

すなわち、一月一三日と一五日の二回、汪兆銘が上海駐在の加藤（外松）（そとまつ）特命全權公使と会談し、「中央政府樹立ニ関スル最近ノ心境」及び「対重慶並ニ日本側ニ対スル希望」について所見を述べている。汪兆銘は「和平派」グループから離脱した陶希聖、高宗武の言葉を借りて、現状、とりわけ日本側の対応に対する不満を露にした。それを一言で言うると、「過日日支間ニ話合纏リタル和平条件ニテハ新政府を樹立スルモ時局ヲ解決スル望無シ」ということになる。次に掲げた「和平条件」に対する汪の評価も高、陶が離脱した際書き残した書面に基づいている。

(一) 国民ノ希望ヲ満足セシメ難ク

(二) 重慶ヲ切崩ス迫力無ク

(三) 英米仏等ヲ納得セシメ得ス

(四) 日本側ニテモ新政府ハ無力ニシテ時局解決ノ能力無シト観測スルモノアリ政府成立後愈其無力ヲ暴露セハ一層非難セラルル惧アリ

(五) 欧州戦局モ遠カラス終局スヘシトノ見透行ハレ居ルヲ以テ早急ノ和平解決出来サルトキハ東洋ノ問題ハ再ヒ紛糾スル可能性アリ

以上のような高、陶の言葉に対する汪兆銘のコメントも注目に値する。

「右兩人ト同様ノ見解ヲ懷キ居ル者尚鮮カラスト察セラレ其心情ニ対シテハ同情ニ値スルモノアリ自分モ其間ニ立チテ極メテ苦シキ立場ニ在ル次第ナルカ折角日本側ニテ努力ノ上作ラレタル和平条件ヲ捨テテ政權ノ樹立ヲ中止スルコトハ信義上忍ヒ得サル所ナルヲ以テ多数同士ト共ニ既定ノ方針ニ従ヒ勇往邁進スル覚悟ニシテ今回ノ和平条件ハ陶高兩名ノ言ノ如ク民心把握ノ上ヨリ觀テ不充分ナル点アルヘキモ吾人ノ今後ノ努力ニ依リ之

ヲ補フコトヲ決心シ居ル次第ナリ……自分ハ決心ヲ動揺セシメス一意新中央政府ノ樹立工作ニ邁進シ度キ考ナリ」

「和平派」グループ内の対立を抱え、日本側の苛酷な要求を忍びながらも、新中央政府樹立に邁進しようとしている汪兆銘の姿はここにあった。そして、鋭い内部対立と分裂を引き起こしたのは言うまでもなく、日本側の厳しい対中要求であった。

2、「日支国交調整原則」交渉

日本側の「汪兆銘工作」参加者と中国側の「和平派」グループが「日支国交調整原則」をめぐる直接対決を繰り広げたのは、一九三九年一月一日に幕を開いた協議会の席上に於いてであった。日本側からは影佐禎昭少将、須賀彦次郎海軍大佐、犬養健議員、谷萩那華雄陸軍大佐、矢野征記外務書記官、清水董三外務書記官の五名、また中国側からは周仏海、梅思平、陶希聖、周隆庠の四名が代表として参加した。参加者の顔ぶれを見るとわかるように、「汪兆銘工作」の初期から関わり合った人が多く、そのため、「同志として自由なる意見を開陳」⁽¹⁾することが一応の建前となっていた。ところが、協議会議事要録を繙いてみると、随所火花を散らすような場面が見られ、交渉は全く緊迫した雰囲気の中で行われたことがわかる。それでは、次に交渉過程に浮上した代表的な日中間の対立点を通して日本側の交渉目的や新政府樹立の狙いを検討するにしよう。

なお、この協議会に至る過程に於いて日中間では、「和平」の実現を目的とした三つの合意事項がすでに了解済みであった。第一の事項は、一九三八年一月上海で開催された重光堂会談の結果、日中間に調印した「日華協議

記録」及び「日華協議記録諒解事項」⁽¹²⁾のことである。第二の事項は、汪兆銘の重慶脱出を受けて同年一二月二二日に発表された近衛第三次声明⁽¹³⁾である。そして第三の事項は三九年六月、汪兆銘訪日の折り東京に於いて日中間に達成した新政府樹立に関する約束⁽¹⁴⁾である。したがって、今度の協議会に臨む中国側代表の姿勢は、討議の基礎を前述三つの約束に置き、右三個の文書になきものは受諾せず、又右三個の文書中矛盾あるものは修正する、という極めて鮮明なものであった。

さて、討議会に於ける対立点の第一は、「共同防衛」並びに「駐兵」、「蒙疆、北支の範囲」にかかわる問題であった。

まず、周仏海は日本の駐兵目的を限定されたものとするために、「共同防衛の代りに共同防共に変へて戴けざるや、実は近衛声明上海會議等にも定めたる事にして且つ従来我方宣伝にも防共の字句を使用し来り而も共同防衛は防共よりも範圍広くなり」との意見を述べたのに対し、影佐は「防共が主たる事は勿論なるも共通の治安維持があるから共同防衛となれり居れり」と応対し、「治安維持」も駐兵の目的である、という日本側の立場を明らかにしている。

中国側が「防衛」かそれとも「防共」かという用語の使い分けにこだわったのは、周仏海が「共同防共は永久的性質にして治安駐兵は二ヶ年となり居れば一時的のものなるに付防共駐兵と区別するを要す」と説明しているように、防共駐兵と治安維持駐兵を明確に区別することによって、防共を目的としない日本軍の早期撤退を實現させようとするねらいがあったからにほかならない。

この点について更に明確な意見を述べたのが陶希聖であった。彼によれば、「日華協議記録中第一条二項に『防

共は日、独、伊防共協定に準じ』云々とあり其の意は近衛声明にもある処、防共は駐兵を包含せず 汪氏の通電にも防共は内政干渉に非ずとなしあり 若し防共に駐兵を伴ふならば内蒙に限るべきなり従て駐兵権は内蒙のみに限るべきにして他の治安上の駐兵は二年以内に撤兵』しなければならぬ。

一方、影佐は防共駐兵と治安維持駐兵を別項目で扱うことに抵抗を感じ、「臨時、永久と言ふも防共必ずしも永久にあらず 治安駐兵必ずしも短小時日と言ふべからず 此処に一緒に掲げ置くこと然るべしと思考す」と、中国側の要求を拒否する姿勢を示した。

この影佐の主張に対し梅思平は、「時間の長短の外に觀念上の問題あり防共駐兵と治安維持駐兵とは同じからず防共は対外的にして治安維持は対内、内政的なり 故に駐兵が内政に係れば内政干渉の響あり 尤も撤兵前のものであれば已むを得ざる事態として諒解するも治安維持駐兵が防共駐兵と同一場所に書き置かることは内政干渉の嫌あり」と述べ、治安維持はあくまでも中国側の内政であることを強調した。このような中国側の「内政干渉論」に反論して、影佐は、「和平となれば結構なるも昨日迄は抗日なりし軍隊が直に信頼し得るや 我國民の主観より見れば實際に心からの提携に至る迄は相当の努力と日子とを必要とすべし 内政干渉を理由とし直ぐ撤兵するを以て原則と見るならば何の為に血を流したことになるか内政干渉と言はることは理論的には一応諒解し得るも我方より見れば戦止みたりとて直に全支那軍隊を絶対信頼する事は蓋し不可能なり故に当分の治安駐兵は内政干渉とは関係なし」と譲らなかつた。

ここで注目したいのは、「昨日迄は抗日なりし軍隊が直に信頼し得るや」という影佐の発言である。彼のいう「抗日なりし軍隊」とは、蒋介石の率いる国民政府軍であることは言うまでもない。すなわち、この交渉は形式上、

占領地政權である汪兆銘一派との間に行われたものであるが、實質的には重慶政權を強く意識していた蔣介石対策であることがわかる。この点について後ほど再び述べる機会がある。

さて、この問題は結局、周仏海による次の発言で、一応の解決が見られた。すなわち、

「規定其のものを否定するものに非ず 規定は別々に為さんと云ふのみ 欧米外交は巧妙なるに日本外交は拙劣なりと云はるるは損に非ずや 之は技術の問題なり 別々に規定することが賢明ならん 一緒に規定すると幹部同志の間に於て通過困難なり」

その結果、最終的に合意した「日支新関係調整要綱」⁽¹⁵⁾では、具体原則の第二に「共同防共の原則に関する事項」が規定され、第四に「共通の治安維持に関する協力並に撤兵に関する事項」が規定されたことよって、中国側の「防共」と「治安維持」の分離要求が認められた。こうして、対内的には、汪兆銘一派は辛うじて「主權」を守つたような自己満足を獲得することが出来たと見えよう。

ところで、この問題と関連して、より実質的な問題は防共駐兵の区域である「内蒙」ないし「蒙疆」並びに「北支」の範囲の定義の問題であろう。これは日本側の既得權益にかかわる問題であるため、日本側は頑なに守り通さうとした。次ぎに両国の激しい対立を示す代表的なやりとりをいくつか紹介しよう。

梅思平が「共同防衛に関するものの中第二項の『日本は所要の軍隊を北支蒙疆の要地に駐屯す』とあるが、之は嘗て重光堂に於て我々が談合せし時の『蒙疆及び所要の北支諸地点』といふのと少々意味が異なるに非ずや」と鋭く詰問すると、周仏海も駐兵地域について、「上海會議に於ては蒙疆及平津地方となり居りたるが之の項も元通蒙疆及平津の要地とせられ度」と日本側の約束違反を追究した。これに対する影佐の回答は、「当時より見て拡大し

居れる処其れは其の後の情勢の変化に依り其の必要生じたり」という、何とも傲慢なものであった。そこで、周仏海は一步進んで、「蒙疆地域の点なるが之は中国側従来の解釈としては察哈爾、綏遠兩省を指すものと思考する所貴方の言はるる蒙疆には右以外の地が含まれ居るやに見ゆるが之は支那側としては問題なり」と発言した。

これに対し、影佐は「之は現在の蒙疆自治政府の管轄区域を指すものにして貴方の問題とせらるるは晋北十三縣（山西北部）のことならん。貴方に聞きたきは蒙疆を察、綏兩省の行政区域に限定せんとするには貴方に於て何か特別の理由あるや」との疑問を提示したが、周仏海は、「理由は極めて簡単にして山西北部の十三縣は完全に漢民族化せる地域なるが故なり、又、北支に河南省の一部を入れることは従来の觀念上相当問題なり」と民族問題を楯に応酬した。

この問題をめぐる攻防は延々数日間継続されたが、決着は付かなかつた。一月六日に開催された第四回會議の席上、陶希聖は民族問題の角度から日本に方針の轉換を迫り、彼の民族論を展開している。彼によると、蒙古人の感情と中国人の心理上の衝突は一種の「種族」間の衝突であり、これは特に滿蒙兩民族雜居地域に起こりやすい。なかでもとりわけ綏遠に於いてたびたび發生している。したがって、「種族上の衝突を除去せんが為には蒙古地帯は蒙古人の手に又漢民族の地帯は漢民族の手に即ち北支に帰属せしむべき」であり、「山西省の北部は漢民族地帯なるに付き之は北支に帰せしむる」ことは適當であると、彼は強く主張した。陶希聖は更に歴史上の出来事を引き合ひに出して、次のように日本に警告した。

「省の区域は歴史上定まり居り之を誤らるときは紛争を生起すべし此の例は元朝に於て成吉思汗より忽必烈に到る間黄河以北を腹里と云ひ黄河より揚子江迄を漢人区域として江南の地帯を南人地域とせり腹里区域にて漢

人区域を牽制せしめたり今之と同様の事を為せば人民に歴史上の事実を思ひ浮べしめ結局此の境界は日本に對しても面白からざるべし」

このような民族問題を前面に出した中国側の作戦に影佐は、「蒙疆が民族自決主義により定めたるものに非ず防共の見地より之を定めたるに付民族問題を以てのみ律せらるるは不可能なり 要するに政治は勢にして白紙を以て研究するも妥当なる結論に達すべきものに非ず日本側の案は過去複雑なる経緯に鑑み苦き色々の経験を経て到達せる結論なり 之を考ふる時かかる日本側の解決案を以て解決するより外方法断じてなきことを重ねて言ひ置き度し」と述べて、防共問題は民族問題に優先するとの強硬姿勢で對抗した。

結局、北支及び蒙疆の範圍に關する諒解事項では、「北支とは内長城線（含む）以南の河北省及山西省並に山東省の地域とす」⁽¹⁶⁾「蒙疆とは内長城線（含まず）以北の地域とす」⁽¹⁷⁾と定義し、中国側の主張が認められた形になつたが、防共駐兵地域については、日本側の意志通り決着がつけられ、「機密諒解事項」⁽¹⁸⁾其の一「防共駐兵地域」では「防共駐兵の実施は蒙疆の外正太鐵道以北の山西省、北部河北省及膠濟鐵道沿線の地方とす」と定められた。

ところで、討議会に於ける第二番目の対立点は日本人「顧問」の問題である。先に述べたように、汪兆銘一派の代表人物である周仏海の交渉に臨む姿勢は、新政府が傀儡政權ではないことを内外に示し、仮に占領地に成立しても中国人としての「面子を保たんとする」⁽¹⁹⁾ことは彼の最大目標であつたと言つていいだろう。したがつて、顧問派遣のような、比較的分かりやすい形で世間には是非を問われる問題には、彼等中国側代表はとりわけ神経を尖らせていた。

すなわち、顧問問題が議題として取り上げられると、周仏海は劈頭「顧問を派遣す」とか「顧問を配置」とい

ふが如く如何にも日本側が勝手に顧問を出す様に見ゆる処此の如き字句は適當なる字句に改むること可然と思ふ」と切り出し、顧問の實質の派遣に異議を申し立てるのではなく、書面上の用語のことを問題にした。

これに対し、影佐は「之は約束が出来てからの事にして勝手に日本側が一方的に派遣し又は配置するの意に非ず」と交わし、あくまでも本質的な問題に関心を示している。

一方、陶希聖が開示した三つの顧問招聘条件は、周仏海の要求より一歩進んだ形で、日本人顧問の性格と役割を規定しようとするものであった。すなわち、

一、顧問は自発的に招聘すること

二、中国の法令官吏服務規定に従ふこと

三、義務的に服務するに非（四字脱落）に服務することとし行政には干渉せず……

この三点の核心部分は顧問による中国の内政干渉を排除することであろう。つまり、中国側の立場は、顧問は経済・文化の専門家に限定すべきであり、いわゆる「政治顧問」の設置には反対である。この点について周仏海は次のように言う。

「若し是非書くならば御互に交換の意味とし『中日兩國は必要に応じ政治顧問を除き財政經濟技術に関し御互に顧問職員を交換す』とせば如何」

陶希聖は更に、「顧問という用語を回避して、『技術的學術的人材を交換す』というふうに修正するように迫った。ところが、軍事顧問や政治顧問も必要とする日本側の反論は、「日本軍隊をして云はしむれば蔣介石は独仏の顧問を重要地位に用ひ来り又抗日の盛なる時に於てすら白崇禧は六十数人の日本人顧問を其の部隊に配置し之が訓練

に当らしめ又冀察に於ても宋哲元は十数人の顧問を日本人より入れたる例あり 然るに之から愈々日支兩國は相提携して行かんとするに際し何が故に顧問を斯も嫌悪するやと不思議がる次第なり」という谷萩大佐の發言のように、意外と厳しく、最終的に成立した「日本人顧問、職員」²⁰に関する合意事項は、次のような内容を包括した文章となつた。

一、支那中央政府は財政、經濟、自然科学の各技術顧問を招聘することを得

二、支那最高軍事機關は軍事顧問を招聘することを得

其の職權は支那一般国防軍事の施設及日支防共軍事協力事項の立案を補佐するにあり

日支防共軍事協力事項の立案を補佐する顧問は最高軍事機關の派遣に依り防共軍事上必要ある地点に於て服務することを得第三国の軍事顧問は日支軍事協力事項に参与せしめず

三、支那軍隊及警察の教育機關は必要ある場合教授、教官を招聘することを得

其の職權は教授及訓練に限るものにして行政に参与せず

四、支那軍隊には外国人顧問、職員を招聘せず 但し北支に於ける綏靖部隊は此の限りにあらず

五、支那警察には外国人顧問、職員を招聘せず 但し北京、天津、青島、上海及廈門の各警察局に於ける日本人職員任用に就ては日支別に協議の上決定す

六、支那中央政府直屬機關は必要ある場合日本人教授、教官、海關吏及専門技術官等を任用することを得

七、地方行政機關及其の所屬機關には外国人職員を任用せず

但し北支政務委員会直屬の重要經濟建設機關、上海及廈門兩特別市は必要ある場合中央關係法令に従ひ日本人

専門技術官を任用することを得

八、前記各項の顧問の職権及服務規定は中央政府に於て秘密諒解事項（第六）同（第八）の關係各項に基き日支協議の上之を定む

九、前記各項の職員は総て支那一般行政法規の支配を受くるものとす

十、蒙古連合自治政府は顧問職員の招聘に關し適宜の措置を為すことを得
但し政治顧問招聘に關しては中央政府に報告するものとす

これを概観すると分かるように、項目三以下の内容は中国側代表の意見を配慮した内容となっている。これを記録した堀場一雄も「従来顧問制度の余弊及支那側の顧問防止觀念より以上の如く發展せり」と注釈をつけて日本側の讓歩を強調している。ところが、第一と第二項は中央政府及び最高軍事機關にかかわる項目であり、最高政策機關に於ける顧問の職権は決して輕視できることではない。

さて、討議會に於ける第三番目の対立点は、「強度結合地帯」問題、並びにこれによつて引き起こされるだろう欧米諸国との關係の問題である。

いわゆる「強度結合地帯」についての影佐の解釈は「緊密に結び付く觀念を強度結合の文字にて表はせり 結合目的は地域に依て必ずしも同一ならず 北支蒙疆は国防上經濟上の強度結合地帯、揚子江下流地域は經濟上の強度結合地帯なり」となっているが、中国側の反論は次の陶希聖と梅思平の発言に代表される。

陶希聖が特に注目したのは、「揚子江下流地帯は吳越平原にして歴史上東南地方が西北諸省を統一し来りたり又此の地方は中国の經濟上最重要地帯にして財界有力者も此の地方に集まり居り中央政府樹立の基礎となる地帯な

れば若し財界有力者の反対あるときは中央政府の基礎となるべき地域に反対勢力を作ることとなり中央政府組織上基礎薄弱となり困る」という問題であり、いわば、国内の経済界の支持を獲得する角度から、江南という中国経済にとつて、最も重要な地域に於ける中日兩國だけの強度結合地帯に疑問を投げかけた。

しかし、影佐から見れば、「文字上強度結合地帯に関し誤解あるやに見ゆる処実は経済合作の出来るは蒙疆華北以外にては揚子江下流地域のものにして其の他の地域にては仲々出来ざるべく」という中国の実情があるから、このような選択をしたのである、というのである。

一方の梅思平は、「結論に於ては日支兩國のみが斯かる地域に於て経済活動をなすことは理想なるが之を今直ちに発表せば外国人は驚愕し中国新政府樹立に対しても多大の妨害をなすべく又維新政府方面に於ても経験せる次第なるが日本人のみが経済活動を独占するといふが如き危惧の念を中国人一般に有し居れり」と述べて、主として欧米諸国との関係への配慮も不可欠と主張した。すなわち、「近衛声明には（中国に於ける日本の）優先権のことに言及し非ざる処今後優先権の文句は使用せざるが宜しきや否や」というのが中国側の意見であった。

このような中国側の異議に対し、影佐は次のように弁明した。

「日支事変後は日支合作をなすべきものにして対立すべきものに非ず 貴説の如く経済的要域なるを以て又特に合作の要あるに非ずや 日本が独占したり又は侵略し来りはせずやとの疑念から斯く申さるるならんも当方には決して其の意あるに非ず 真の意味の経済合作を庶幾するものなり

而も第三国との経済関係を排斥するものに非ず 事変前貴方は揚子江下流地帯に於ては日本とは合作せざるも外国とならば合作すといふ状態にして之を改め日支間の経済合作をなさんといふに過ぎず

門戸開放は原則上之を認めざるべからず但昨年の上海會議に於て日本は他の列国よりも優先すと協議決定したる次第を想起せらるるを要す

このように、一步も譲らない対立の結果、「日支新關係調整要綱」では「揚子江下流地域に於て經濟上日支間の緊密なる合作を具現すること」という表現が用いられ、「秘密諒解事項」では「揚子江下流地帯に於ける日支間の緊密なる合作を具現する為日支經濟協議會（名称未定）に於て日支協議し中央政府又は上海市政府に於て適當なる方法を講ずるものとす」というような文章が盛り込まれ、日本側が求めていた同地方に於ける日本の「優先権」は正式文章に書き込まれなかつた。しかし、「緊密なる合作」という言葉が象徴しているように、日中間は他の諸外国との間に見られない特別な「合作」關係が維持されることになつたのである。

もちろん、堀場が指摘しているように、一二月三〇日に成立した一連の内約は單に「日支双方の主張を盛りたる協議録」の性格しか持たず、「最終的政治処理に方りては之を参考として調整方針の内容を取捨」する必要があるかもしれない。すなわち、文章表現を含む中国側の一連の主張は政權の非傀儡性を誇示しようとするものであり、日本側もその部分に於いてはかなりの讓歩姿勢を示した。しかし、内約の本質的内容はほとんど日本側の原案を変更することなく、頑なに貫徹された。

このような現地の交渉結果は中央の承認も得られ、翌一九四〇年一月六日興亜院會議に於いて「中央政權樹立ニ関連スル対処要綱」⁽²⁴⁾が決定され、

梅機関ノ対汪工作ノ現況ニ鑑ミ左記諒解ノ下ニ諸工作ヲ促進スルモノトス

一、昭和十四年十二月三十日梅機関汪精衛間ニ内約セル事項（即チ日支新關係調整ニ関スル協議書類ニ示ス事

項)ハ昭和十四年十二月八日興亜院會議決定「中央政府樹立工作ニ関スル申合セ一ノ趣旨ニ基キ一応之ヲ諒解シ中央政府ヲ樹立セシムルコト

二、新中央政府ヲ相手トスル正式国交調整交渉開始ノ時期並ニ国交調整条件ハ該政府ノ發育及内外ノ情勢ヲ見極メタル上追テ之ヲ決定スルコト

三、我カ戦時經濟確立ノ為メ必要ナル經濟建設ハ新中央政府ト正式ニ国交調整条件ノ妥協セラルル迄ハ概ネ既定方針ニ基キ急速ニ之ヲ促進スルモ戦時經濟ニ關係薄キ事項就中日支新關係調整要綱ノ主旨ニ反スルカ如キ施策ニ付テハ之カ調整ニ努ムルコト

四、汪側ヲシテ日本側ニ協力シ速ニ重慶屈服ニ其努力ヲ指向セシムルコト
という内容を含んだ合計七項目が指示された。この中で戦争処理という角度で言うならば、最も目を引くのはやはり第四条の「重慶屈服」に関する項目である。

3、「新政権」樹立と「重慶屈服」

ここで、冒頭に掲げた設問、すなわち、中国全土に於ける重慶政權の絶大の影響力と、汪兆銘政權の無力と傀儡性にもかかわらず、なぜ政權樹立に踏み切ったのか。しかも何故に、真劍に汪一派との交渉条件を検討し、苛酷な要求を同政權に突き付けたのか、という問題に対する答案を、ひとまず出さなければならぬ。

もつとも、重慶側の實力、就中經濟、財政力に対する日本側の評価は決して高くない。例えば、汪兆銘政府が還都を実現した直後の四〇年五月、堀内干城外務省東亜局長(同年九月、特命全權公使兼総領事として上海へ転出)

が日本外交協会第三九五回例会の席上で次のように述べている。⁽²⁵⁾

「財政から申しまして、新政府の財政の基礎は関税、塩税、統税であります。これ等の税は関税が去年あたりで三億四千万ある。塩税、統税は正確な数字を覚えておりませんが、これ等を合せて先づ五六億ありませう。五六億といふ金では政府の財政を切盛りするには足りません。併し軍隊を持つてゐないといふ点から言へば一般の政費としては、これで十分であると思ひます。色々な経済建設をやるといふには足りませんけれども、政費としては十分であると思はれます。所が、重慶政府に至りましては、今財政の基礎といふものは殆んど無い。即ち関税、塩税、統税、これが支那の財政の一番主なるものでありますが、これの中の関税は新政府の内に入つて居るものが全体の八割五分、塩税、統税に至つても矢張そんなものであります。随つて重慶としましては租税収入は殆んど倚存すべきものがない。大体紙幣乱発、これからあの方面に逆流して行く新政府治下の物資及び西南四省の貧弱なる物資、之を売つてそれに依つて武器その他のものを買い、軍隊の給与の如きは十分でないから結局軍隊は到る処で徴発をして居る。斯ういふ状態でありますから、財政の基礎から申せば新政府の方が重慶に較べて遙に強いといふことが言へるのであります。」

一方、同じ講演に於いて堀内は、新政府が抱えている弱点は重慶政府のそれよりもっと致命的であると指摘している。彼によると、新政府の育成に一番欠けているものは、「四億民衆から支持されるといふ点、即ち民心を把握するといふ点」である。民心が新政府から離れている最大の原因として彼は「蔣介石が養ひ、共産軍、共産党が之に油を注いだ排日抗日の思想」と判断し、これと並んで、中国の「民衆は今日の破壊されたる経済機構の下に於て大体に原始社会に復帰させられて居る」こと、すなわち「事変による経済破壊、民衆の生活苦、及び総ての商売が

出来ない」ということも四億の民心が新政府に随いて来ない主な原因の一つであると警告している。従って、新政府の正常な發育のために、速やかに民心を捉える政治を行うことが大事だと彼は言う。

このような意見は中国に駐在していた外交官の間でも一般的であつたように考えられる。例えば、新政府樹立前の四〇年二月一四日、北京駐在の藤井（啓之助）参事官が有田外務大臣に電報を送り、「当方面（日本の現地外交筋）及び王（克敏）側は一般に大体右と同様の考えを持つている」ことを報告した。すなわち、中央政府は近く成立するが、現在の模様から見れば、臨時、維新兩政府と大差がなく、時局收拾にさほど役に立たない。敢えて新政府の役割として、「重慶政府との直接折衝」及び「重慶政府の撃滅」という二点を挙げれば、現状に於いては、何れも実行困難であり、日本としての得策は、「支那人心の収攬と生産の増進とを計りつつ、氣長に次の機会を待つ」ことである。また、日本側は声明の乱発により、時局收拾上、融通性を失いつつあることへの警戒も呼びかけた。

この藤井の報告書は、新政府の役割について「重慶政府との直接折衝」及び「重慶政府の撃滅」と規定しているところに特徴があるように思われる。ここに、先に提起した設問への回答が隠されているような気がして仕方がない。この問題に見事に答えているのは日中協議会に於ける陶希聖の発言である。彼は次のように力説する。

すなわち、協議に当たつて、まず第一に諒解してほしい問題は、我々の共通の目的は「和平と新政府組織の二点にして重慶が和平をなさざるに付已むなく吾人は新政府を組織し之に当る必要性生じたるに付之は手段にして目的は日支間の和平達成に在り」「従て要綱の討論に当りても将来如何にするや、現在に於て如何に処理すべきや及過渡的に如何にするやの問題あるべきも之等は凡て共同目的たる和平達成其の手段たる重慶崩壊に目安を置き決定すべきものと思ふ」……「即ち重慶崩壊の手段としては何物が中国民衆を説伏するに足り之等を把握するに足る事

実がなくんば、不可と思考する次第にして之等目的手段を前提として今後要綱を検討し戴けば議論は少く容易に問題を解決し得と解せらる」

第二に日本側として次のようなことを認識しなければならぬと陶希聖は言う。すなわち、

「日本は東洋永遠の平和を招来され度き存念と見受くるが日本側も多大の犠牲を払はれたると将来中国が再び反抗するに非ずやとの懸念を有さるるならん 又我方も貴方の御懸念は諒とするも汪氏の和平運動は重慶を崩壊し得て且民衆が受諾し得てこそ始めて中日国交調整が出来る次第にして之が出来れば将来再び中日間に戦は起り得ざるに非ずや 従つて此間の事情を御諒解下さらば吾人の協議は円滑に進行出来るに非ずやと思考す 日本側の中国を援助し新中央政府樹立に助力を与へらるることは感謝する次第なるが新政府がよく活動し得る様にせられ度く即ち子供の存在は認むるも之を病気の俵にし置くに於ては何等の役にも立たずと思考す」

以上の陶希聖の発言は、中国に苛酷な要求を提示している日本側の交渉姿勢への批判という文脈のなかで取り上げなければならぬ。つまり、国民が受諾出来ないような条件を中国側に求めても、現実的には意味のないことであり、それどころか、却つて民心を把握することが出来ず、蒋介石政権の崩壊もあり得ない。しかも蒋介石政府の崩壊と民心の把握は、陶希聖にとって中日国交調整の先決条件である。言い換えれば、蒋介石政権の政策転換なし同政権の崩壊がなければ、日中間に新たな関係も生まれぬ、という考え方である。

陶希聖のもつとも言いたいことは、厳しい条件に抑圧されることなく、自由に活動できる新政府の誕生は、「日中合作」の可能性を世界中に示すことであり、そしてこのことが重慶政権の抗日政策の愚を立証することにつながり、やがて重慶政府の崩壊を引き起こし、中日国交調整が実現されるということである。

すなわち、この時期の新政權樹立工作は、間接的に重慶政府に働きかけ、その切り崩しを目的とした「対華工作」である。新政權側との交渉は、表面上、新政權対日本という構図を見せているが、その背景には常に重慶政權の影が隠見している。従って、新政權工作とは言え、常に重慶側を意識せずにはいられなかった。但し、陶希聖ら汪兆銘グループの人々は、だからといって、将来の新政權の中核として重慶政權を考えたわけではない。この時点で新政權を樹立することは、将来展開するだろう新局面の中核を作っておくことであり、蔣介石政權を崩壊に導くためのきっかけを見つかることである。つまり、単純に臨時政府や維新政府のような占領地政權を実現するためののではなく、将来、真に中国全土を支配下に於ける「親日政權」を旨とした政權づくりと見るべきであろう。

この点については、影佐等日本側の担当者もほぼ同じ意見であった。影佐は次のように言う。⁽²⁷⁾

「汪精衛氏と内約を結ぶ目的は重慶政府及支那民衆に対し日本が支那に求むる程度を明示し以て彼等が疑っている如くに決して日本は侵略的でない事を理解せしめむとするのである。即ち内約は形式上汪精衛氏と結ぶのであるが、實質的には重慶政府及支那民衆を対象とするものである」

このように見てくると、汪一派は、いわば透明ガラスのような存在である。まるで日本が汪兆銘一派を越えて重慶政府と協議し、蔣介石に厳しい要求を出しているようにも映る。そして、一連の要求は占領地政權たる汪兆銘政府に吞ませるために考案されたものではなく、やがて来るだろう新局面に備えた対中要求と理解した方が自然であろう。この新しい局面というのは、崩壊ないし転向した重慶政權の勢力を受け入れるかどうかは必ずしも明確ではないが、唯一はつきりしていることは、重慶政權と同等の影響力を備えた親日政權の出現であろう。そのため、内約に含まれた夥しい量の秘密諒解事項などは、現実的にはすでに日本が手に入れたものであり、何もわざわざ無力

な汪兆銘一派の承認を求める必要はなかった。日中間に成立した内約事項は明らかに将来消費用のものであった。

すなわち、日中戦争が三年目に入り、日本は軍事面のみならず、外交面に於いても長期戦の心構えを抱くに至ったのである。このような心構えを表現して、外務省の須磨(弥吉郎)情報部長が「新政府に日本が移ること」という言い方を⁽²⁸⁾用いた。彼は蒋介石の「支那の豊富なるものは人口にあらず、物にあらず、支那の豊富なるものは時間なり」という言葉に啓発され、「長い時間を掛けて気短な日本を参らしてしまふことが支那の最も強い武器である」と悟り、「こちらにも長く時を掛けて行く態勢に移る時に初めて蒋介石が参る」との見方をするようになった。つまり、新政権を支えつつ、蒋介石政府が参るまで待つことが上策と見なされた。蒋介石政権崩壊後、先に記した一連の対中和平条件がはじめて功を奏するのであろう、というのが政策担当者⁽²⁹⁾の共通した外交認識であった。

以上見てきたように、中国側の「和平派」グループと日本側の対中政策担当者との間では、重慶政府と新政権との関係についてはほぼ同様の認識を持っている。端的に言えば、重慶政府の崩壊がなければ、本当の意味の日中「和平」も所詮机上の空論の域を出ないという点で一致している。とすれば、和平条件をめぐる協議に於ける両国の対立は、果たして何を意味したのだろうか。

ここでは、次のような推論が成り立つだろう。中国側は緩やかな和平条件を日本と約束することによって、一方では政権の傀儡性に対する世間の冷たい視線を逸らす効果が期待出来るし、他方では、重慶政府に日中和平の「実例」を示すことによって、当該政府に抗日政策への反省を促し、その結果として、重慶政府を内部崩壊に導き、しかる後、汪兆銘を中心とする和平派が核となって中国を再建し、日中関係を再構築する、というシナリオを描いたに違いない。次に紹介する汪兆銘の発言はこういう中国側の思惑を端的に示している。すなわち、四〇年一月中旬、

加藤公使との会談の席上汪兆銘は次のように述べている。⁽²⁹⁾

「現在重慶ニ残留シ居ル文武両方面ノ同志カ今尚躊躇逡巡シ居ルハ極メテ遺憾ナルカ彼等トシテハ和平条件ニ対シ懷疑心ヲ抱キ其ノ態度ヲ決シ兼テ居ルモノト察セラル一般ニ事態カ改善セラルレハ出て来タイトテ和平ニ参加セントスル考ヘナルカ彼等カ続々参加シ来ラサレハ和平ハ実現セサル次第ニテ此ノ点ハ結局循環論ニ終ルニ過キス軍隊方面モ最後ノ勝利ヲ信シ居ルニアラサレトモ今日支那ノ生キル途ハ抗戦以外ニナシト思込ミ居リ已ムナク死地就ク実情ナリ従ツテ彼等ヲ和平ニ導クニハ日支間に和平ノ途アルコトヲ知ラシメサルヘカラス然ラサレハ如何ニ戦フモ彼等ヲ動揺セシムル能ハス……要スルニ彼等ヲ転向セシムルニハ日支間ノ和平法案カ根本問題ナリ之ヲ無視シテ重慶及軍隊方面ヲ切崩スコトハ殆ト不可能ナリ」

一方、日本側は先に紹介した影佐の言葉のように、直接の交渉相手は和平派グループであっても、和平条件は完全に重慶政府のために用意したものである。より正確に言えば、重慶政府が分裂し、崩壊以後の新政權に用意したものである。無論ここで言う新政權は汪兆銘グループを中核とした親日政權であることは言うまでもない。したがって、その和平条件は終戦後を展望して、将来長期に渡る日中関係を律するものであり、日本にとって絶対的に有利なものにしなければならない。これこそ日本側が断じて譲歩しない本當の理由と考えられよう。だが、この時点では、新政府は有力な政權に成長する見通しが立っていないため、本来公にしてしかるべき条件、あるいは公にしてはじめて意味のある条件もとりにあえず「機密諒解事項」として隠すことにしたのである。北支鉄道問題、南支沿岸関係などに関する規定はこのような日本の姿勢を象徴するものと言える。

4、「重慶工作」をめぐる対立

以上のような日本側の政策展望を反映するような形で、日中両国の和平派による国交調整交渉が行われたのと同じ時に、日本側は重要な対中政策の一環として重慶に対する働きかけを繰り広げた。しかし、この対重慶工作のあり方をめぐって、日中間に新たな意見対立が生まれた。

一例を紹介すると、前述汪兆銘と加藤公使との会談⁽³⁰⁾に於いて、加藤公使が「新中央政府樹立ノ準備愈々其ノ緒ニ着キタル今日積極的ニ対重慶工作ヲ行フ必要アルヘシ」と述べたのに対し、汪兆銘は次のように語った。

「対重慶工作ハ極メテ重要ナルカ自分等カ之ヲ行フ場合ニモ日本側カ之ヲ行フ場合ニモ相互ニ連絡シ充分打合セタル上実行スルコトト致度ク然ラサレハ重慶側ハ巧ニ離間策ヲ講スル惧レアリ今日迄ノ所我方ニ対シ重慶側ヨリ第三国人ヲ通シ間接ニ連絡シ来リタルコトアルモ何レモ確実性ニ乏シク真ノ工作ハ今後ニ俟タサルヘカサル次第ナルカ対重慶工作ヲ考慮スル場合新中央政府ノ樹立ハ果シテ妥当ナルヤ否ヤノ議論アリ即チ重慶側ハ極力新政府ノ樹立ニ反対シ居ルヲ以テ此ノ際新政府ノ樹立ハ益々対重慶工作ヲ困難ナラシムルヘシトノ意見アリ若シ果シテ然ラハ政府ノ樹立ハ之ヲ後日ニ譲ルノ外ナカルヘシ然レ共自分ノ親ル処ニテハ民国元年孫文カ南京ニ臨時政府ヲ樹立シテ却テ南北ノ和平ヲ促進セシメタル例モアリ新政府ノ樹立ハ寧ろ重慶ヲ切崩シ速ニ和平ヲ招来スル捷徑ナリト信スルモノナリ唯對重慶工作ニ注意スヘキハ蔣介石ト蔣介石以外ノ者トヲ區別シテ之カ対策ヲ考究スル必要アル点ナリ蔣ハ從來ノ遣口ヨリ親ルニ権力ヲ一点ニ掌握シナカラ自ラハ其ノ責任ヲ執ラス然モ和戰共他人ノ容喙ヲ許サス自分ニ対シテモ頻リニ牽制策ヲ講シ権力ヲ剝奪シテ無力ノ假重慶ニ留メ置カントセル状態ニテ其ノ性格ヨリ言フモ到底事ヲ共ニシ難ク其ノ對外政策ニ至ツテハ特ニ重大ナル錯誤ニ陥リ今ヤ

蘇聯ト離ルヘカラサル關係ヲ生シ日本ト講和セハ忽チ蘇聯ニ捨テラルル羽目トナルヲ以テ蘇聯ノ了解ナキ限り
彼ヲ和平ニ轉向セシムルコトハ到底不可能ナリ……自分ハ蔣ニ対シテハ全ク望ヲ失ヒ居ル次第ナリ万日本側
カ蔣ニ対シ和平ヲ談判スルコトナリトスルモ彼一人ニテハ決定シ難ク必ス先ツ「スターリン」ノ同意ヲ得サル
ヘカラス自分ノ知ル所ニテハ蔣ハ外交問題ニ関シテハ一々「スターリン」ニ報告スルヲ例トシテ「カー」大使
トノ会谈ノ内容ノ如キモ詳細之ヲ「スターリン」ニ通報シ居ル実情ニテ要スルニ私心ノミアリテ眼中國家ナシ
ト言フヘキナリ」

すなわち、汪兆銘は日本の一部にある新政府樹立よりも「対重慶工作優先論」に異議を唱え、先ず何よりも優先すべき課題は新政府を成立させ、さらにその政權基盤を強化することであり、対重慶工作もこの課題に服従しなればならない。新政權樹立と対重慶工作との關係について汪兆銘は、「新政府ノ樹立ハ寧ロ重慶ヲ切崩シ速ニ和平ヲ招来スル捷徑」と主張したのである。

このような基盤強化の一環として、汪兆銘一派は積極的な対米工作を展開している。一月一五日、後に汪政權の外交部長に就任した褚民誼はジョンソンアメリカ大使と会谈し、以下の四点をアメリカ側に要望した。⁽³¹⁾

(一) 汪の和平運動は中国の独立、領土保全を目標とするものであり、日本側もこのような汪兆銘の行動に理解を表明している。過日の蔣介石宛の汪兆銘電文の主旨は、蔣が和平運動の責任をとった場合、汪は退き、もつぱら蔣を応援する、という汪の意向を表明したものである。

(二) 日本との間に和平の基礎要綱については合意が成立したが、細目は未だできて居らず、その要綱も重慶側に知らせたかどうか不明である。

(三) 蔣介石が汪の呼びかけに応えて出てこない場合、汪が和平運動の責任をとるしかないが、汪兆銘は「ロボット」になりたくない。

(四) ジョンソン大使に右の主旨を本国及び重慶に報告し、米国の新聞が汪兆銘を売国奴扱いをしないように働きかけてほしい。

以上のような褚民誼の要望に対するジョンソン大使の返答は次の四点に要約できよう。すなわち、

(一) 汪兆銘の蔣介石宛電報は日本の国内消費向けのものであり、真面目な呼びかけとは思えない。

(二) 重慶に対して汪の真意を伝える要望につき、米国はあくまでも独立統一した中国が生まれ、これと直接交渉に入る用意であると述べ、日本側の要望を断った。

(三) ソ連と重慶の接近は、結局のところ、米国の在华權益を侵害しかねないという汪の発言に賛同できない。

(四) アメリカとして、次のような結論に到達せざるを得ない。結局汪は新政府の首席となること、蔣介石は汪の電報を拒否し、新政府は和平交渉の地位につくこと、日本は経済提携の名を借りて占領地において新政府を統治し、広大なる權益を獲得していくだろう。重慶派は和平拒否ということを理由にアウトローにされるだろう。更に新政府承認を拒否した第三国の利益も不利な立場に追い込まれるだろう。

このように、アメリカの新政権に対する態度は極めて冷淡なものであった。

周仏海も汪兆銘同様、对重慶工作の難しさを日本側に警告している。一月一日、加藤公使との会談に臨んだ周仏海は次のような意見を語っている。³²⁾

「重慶工作ヲ行フニ当リテハ先ツ重慶側カ如何ナル態度ニ出ツルヤヲ予想シテ総ユル場合ニ応シ打ツヘキ手ヲ

研究シ置ク必要アリ自分ノ観ル所ニテハ重慶ノ出方ハ大体次ノ如キモノニ要約スルヲ得ヘシ即チ（一）蔣介石カ下野シテ和平ニ参加シタル場合（二）蔣カ下野セス其ノ俾和平ニ参加シ来ル場合但シ此ノ場合ヲ更ニ細分スレハ（イ）第三国ヲ介在セシメテ来ル場合（ロ）和平条件ノ緩和ヲ要求シ来タル場合（ハ）先ツ日本軍ノ撤退ヲ要求シ来タル場合（ニ）新中央政府ノ取消ヲ要求シ来タル場合等是ナリ是等ノ各場合ニ応スル対策ニ付テハ日本側ト共ニ予メ検討シタキ希望ナリ」

このような周仏海の時局認識に対し加藤公使は次のように、日本側の立場を解釈している。⁽³³⁾

一、蔣が和平に賛成するならばその去就は問題にならず。

二、いかなる場合でも新政府を中心にすべし。

三、第三国が非公式に伝達するという意味なら賛成できるが、正式の調停であるなら反対である。

四、当然先に和平を討議しその後撤兵となる。

五、将来たとえ重慶と交渉することがあつたとしても、条件はわれわれが現在話し合っているものほど中国にとつて有利にはならない。

さて、重慶政府崩壊後の日中関係をどの勢力を中心に、如何に構築するかということは汪兆銘政權を樹立するに当たつての最大の焦点であることは、以上述べたことで明らかになつた。この問題への答案は加藤公使の「いかなる場合でも新政府を中心にすべし」という発言に含まれているように思われる。それでは、日本は新政府を中心とする両国関係をどのように構想したのだろうか。言い換えれば、如何に強力な新政府を形成していくのだろうか。ここでいわゆる「興亜建国」運動に注目してみたい。

二、興亜建国という名の新党運動

「支那事変に際し支那新政府樹立関係一件」という外務省記録の綴りに、前後の記録とほとんど関連性を見いだせない次のような報告書が収められている。⁽³⁴⁾

「田尻ニ於テモ事情已ムヲ得スト認メ汪側希望ヲ一応全面的ニ容認ノコトニ決定岩井ヲシテ支那側トモ相談セシメタル結果差当り従来ノ各種事業ハ継続スルモ一、政党ノ組織ハ時機到来迄延期スルコト 二、社会運動中汪側ニ於テ最モ問題ニシ居ル労働運動並ニ青年運動ハ組織ノ現状ハ維持スルモ前者ニ対シテハ新タニ工会ノ組織並ニトウキ(?) 工作ヲ行ハサルコト 三、浦東滬西滬東の秘密弁事処ノ活動ヲ停止スルコト一切ノ労働争議ニ参加セシメサルコト後者ニ関シテハ租界弁事処ヲ閉鎖スルコト等ノ方針ヲ決定二月一日ヨリ之ヲ実行ニ移スコトトシ極力汪側トノ摩擦ヲ回避スルコトトセリ但シ和平運動及新中央政權擁護ノ宣伝工作ハ汪側ニテ特ニ希望シ居ル次第ニモアリ今後一層積極化スルコトトシ近ク宣伝工作ヲ開始スル外予テ計画中ノ大漢字紙ノ創刊中学校ノ新設等運動ノ発展ニ必要ナル施設ハ或程度之ヲ行ハシメ折角本運動ノ参加ニ集レル多数有為ノ支那青年ニ希望ヲ失ハシメス他日ノ蹶起ニ備ヘシムルコトトセリ尚本運動ト汪側トノ連絡ニ付テハ影佐帰任ノ上ニテ開始セシムル筈尚本件工作関係一月分経費十萬円至急電送ヲ請フ」

四〇年二月一日付加藤外松公使の本省宛報告書である。要点を要約すると、岩井が行っている従来の各種事業のうち、政党の組織を延期すること、労働運動と青年運動も具体的な行動を中止すること、並びに秘密弁事処の閉鎖。

今後はもっぱら新中央政權擁護の宣伝工作に専念する、ということになろう。

さて、岩井とはすなわち岩井英一のことであり、彼が行った各種事業とは正に「興亜建国運動」である。

1、興亜建国運動の目標

まず、岩井という人物を紹介しておこう。一八九九年愛知県に生まれた彼は、愛知県立第一中学校卒業後、一九一八年八月上海東亜同文書院に入学。二一年卒業後、外務省外務通訳生に任ぜられた彼の、最初の赴任地は重慶であった。汕頭、長沙等での勤務を経て、三二年新設の上海公使館情報部に勤務するようになる。日中戦争勃発後、副領事として上海に在勤するが、まもなく、本省情報部直属の機関として上海総領事館特別調査班が設置されると、それを主宰し、情報活動に従事するようになった。

岩井が渾身の力を注いだと言っているくらい興亜建国運動とは、如何なる政治活動だっただろうか。ことの発端は影佐との会談であった。この会談について岩井は次のように回想する。⁽³⁵⁾

「そこで前期上海時代の私と中国人との関係がある程度知っていた影佐が私に、中国人による政党造りを依頼した。政党を作るといっても、看板をあげるだけなら、金を使っていくらかの知名の人達を集め何々党と名のりをあげれば済むが、本格的な政党、民衆に影響力を持った政党をつくることはそんなに簡単なものではない。」

以上、会談の時期については岩井が明確に記録していないが、汪政權の関係者で、周仏海の側近と言われた金雄白の回想『汪政權実録』では、民国二八年、すなわち一九三九年とのみ書きとどめている。⁽³⁶⁾三九年と言えば、新政

権樹立の方針が既に固まり、新政権をどのような形に育て上げていくか等についてさまざまな議論が各方面で展開された時期である。そして前述の通り、この政権に対する最大の期待は、終戦後を睨んで、有力な人材を集め、蒋介石政権を崩壊に導くことであった。これは「汪兆銘工作」の最大の目的でもあった。実際に「汪兆銘工作」を陣頭指揮し、自ら投身した影佐もこのような意識を強く持っていたことは言うまでもない。そして彼の新政計画もこのような構想の一環であったことは容易に推測できよう。

この新党工作で注目しなければならない点は工作費の出所であった。岩井によると、外務省の河合情報部長と相談したところ、「所要の経費の支出を全面的に引き受けてくれた」⁽³⁷⁾とのことであった。しかも、この活動経費は決して小さい金額ではなかった。岩井が回想録に書いたように、「現在の貨幣価値におおざっぱに換算して一億円以上の金を毎月彼等（中国側の運動参加者——筆者）の費用として支給」⁽³⁸⁾していた。この岩井の回想は決して根拠のないことではないことは、先に掲げた加藤公使の本省宛の報告書の最後の部分を見れば分かる。そこには本件工作関係一ヶ月分経費として、十万円を外務省に申請しているのである。しかも同じ報告書が示しているように、工作の中止命令は外務側から出されたものであり、したがって、この新党工作は単に一部軍人による謀略工作ではなく、外務省の指導を受けながら展開されたものである。言うまでもなく、この工作は、政府の新政権構想ないし対中国政策の一部分にはかならない。

さて、新党運動の最高顧問となった岩井は、中国側の活動家として選んだのが袁殊という人物であった。ところが、この新党工作の実態を象徴しているように、袁殊の人物像も必ずしも明確なものではない。中国大陆では彼のことを「一九三一年に革命に参加。長期にわたって、敵の陣営内で中国共産党のために情報工作を行う。当時、中

共はその身分を利用して敵内部に人員を派遣し、多くの情報工作を行い、重要な情報を獲得した⁽³⁹⁾と評価し、ここから共産党系の革命派という袁殊のイメージが浮かび上がってくる。

一方、金雄白による袁殊の人物論は、

「完璧な日本語を喋り、知らない人は彼が中国人とは信じられない」

「彼は絶対に相容れない四つの勢力と緊密な関係を保ち、それぞれに情報を提供した。日本側に対し、彼は岩井の命令に従う。同時に彼は軍統の上海駐在情報員である。彼は中共の命令にも従い、共産党員の可能性さえある。また、c・c団の呉醒亜とは同郷関係であるため、中統のためにも働いた⁽⁴⁰⁾。」

というように、多様な顔を持つ秘密工作でないし多重スパイのようなものであった。

どちらも真実かもしれませんが、彼の身の上について確実に分かっていることは、袁学易という別名を持つ彼は、湖北省の出身であり、日本に留学し早稲田大学に入学したが中途退学している。「日本語は完璧とは言えないが、日常生活には事欠かず、上手だった⁽⁴¹⁾」という程度のことであろう。

何れにせよ、袁殊と連絡を取り始めた岩井は影佐との会談の直後、「袁殊を招き、影佐の話を伝え、これは単に汪の国民党を中心に樹立される新政権への協力という目的のためではなく、以前からお互いに話し合っていた日中関係再建の足がかりをつくることにもなると彼の奮起を促した⁽⁴²⁾」のである。

その際岩井は袁殊に対し次のような考え方だけを頭に入れておくようにと、日本側の組党方針を表明した。すなわち、

一、新たに組織する政党は単に看板になる有名人の頭数をそろえるといった空疎なものでなく、大衆に基礎をお

くものであること。

二、戦火の中から究極において全面和平を達成し徹底的親善と合作共存共栄の日中新関係を再建するためのものであること。

三、当面の組党の目的は汪の国民党に協力し新政権の育成強化に力をかすことにあるは勿論だが、ゆくゆくは新党の活動範囲を非占領地区に拡大することを目指さねばならない。

四、従って新党運動の大衆へ呼びかける理論及びスローガンは和平地区のみならず、抗戦地区の民衆にもアピールするものでなければならない。

五、民衆獲得工作及び政党組織に当ってはこれに参画する幹部人員は、以上の趣旨に賛成し共同奮闘を誓うものであれば、その前身が藍衣社・c・c団、その他の政党関係者、官僚出身者、共産党転向者、甚しきに至っては共産黨員でも構わないこと。

この方針は、いわば全民党的性格が強く、抗日勢力、なかならず重慶政権、共産政権の瓦解を目的とした政党構想と言わなければならない。

ところで、新党工作については多様の進み方が考えられたが、「差し当って政党の基盤づくり、大衆獲得運動を進めるため、汪兆銘の和平、反共、建国に代わって興亜建国のスローガンで」運動を展開することにした。そして、宣伝を拡大するために、表紙は影佐の揮毫による月刊の中国語機関誌『興建』を三九年一〇月に創刊した。

『興建』に掲載された代表的な論文は袁殊が嚴軍光のペンネームで執筆した「興亜建国論」であった。残念ながらその全文を手に入れることが出来なかったが、その内容を岩井が次のようにまとめ、紹介している。⁽⁴³⁾

「日中戦争と言う日中両民族の悲劇に直面し日中両国が互に過去の錯誤を認識し反省した。日中戦争は中国人に在っては、中国の新しい国家建設の契機であり、東亜に在っては東亜民族解放の革命である。東亜に真実にして永遠なる平和を招来する唯一の途徑は、新中国を建設し、日中提携を徹底的に実現し、中日両国が東亜民族解放の責任を共同に負担し、そして東亜民族の精神、道徳を高揚し、人類文化の発揚に貢献すること即興亜建国であるというもの。そして孫文の大亜細亜主義を貫徹することを理想とした一種の大亜細亜主義の戦時版とでもいえるものであった。」

そして、「興亜建国論」の最後に掲げた「我等のスローガン」はこの運動の実践綱領と見なされ、次のような内容が含まれている。⁽⁴⁴⁾

「中華民族と大和民族とは相結んで兄弟となれ」、「支那の青年と日本の青年とは團結せよ」、「新支那建設と東亜新秩序建設とは不可分である」、「日支の徹底的提携合作こそ興亜建国の唯一の途である」、「西欧帝国主義の侵略に抵抗し、東亜民族の解放を実現せよ」、「共產主義を撲滅し、コミンテルンの赤化陰謀を消滅せよ」、「反共和平によって新国家を建立し、中華民族の精神を復興せよ」、「日本と協力し資源を開発し、支那国富の発展を求めよ」、「建国興亜、世界平和に努力せよ」、「建国興亜、人類の新文化を創造せよ」。

この岩井に紹介された「興亜建国論」には、汪兆銘の「和平運動」に直接触れた内容がなく、これを見る限り、興亜建国運動と「汪兆銘工作」との直接の接点は必ずしも明確ではない。これは何を意味するだろうか。岩井によれば、「当初、この運動を発展させることによって新しい政党を建設することが目的であった。この政党を軸に国民党以外の和平勢力を集め、新中央政府の外郭団体を形成する」というのが、興亜建国運動の筋書きであった。す⁽⁴⁵⁾

なわち、政党が成立するまで、汪兆銘一派とははっきりした形で連携する痕跡は見あたらない。

ところが、前述外務省の電文があった四〇年二月以後、汪兆銘の新政権に対する意識が急速に高まり、『興建』も随所新政権のことを取り上げるようになった。

例えば、月刊『興建』四〇年三月号中、興亜建国運動の発生と性格について言及した部分に、次のような文章が見られる。

「興亜建国運動は、汪精衛氏の和平救国運動発生後、元來抗日陣線にいた青年分子の一部が汪氏の運動に対する共鳴と擁護の動機に基づいて興した思想文化運動である。換言すれば、青年と民衆の立場に立ち、客観的に汪氏の運動に協力し、援助する運動である。汪氏の運動を援助することによって、東亜の永久の平和を切り開き、中日親善を徹底的に実施する」

これは、この運動と汪兆銘工作との関係を殊の外、強調した文章として理解することが出来る。

また、同じ文章において、袁殊の「興亜建国論」について、次のように紹介している。袁殊は同論文において次のような四つのポイントを結論としてまとめている。第一に、中日の二大民族は互いに恨みを結んではいけない。第二に、中国は民族精神の復興と発揚、民衆生活の向上、国民経済の発展と近代化を実現するために、中日合作を徹底的に実現する以外に途はない。第三に、日本は大陸政策と民族発展を完成するために、絶対平等な立場に立つて中国とつき合い、政治、軍事、経済、文化の諸分野にわたって全力、中国を援助しなければならない。日本は中国の腐敗した官僚、政客、軍閥などの社会勢力を利用する政策を放棄し、共に東亜の大局を担うべき中日両国の新しい青年の勢力と手を結ばなければならない。第四に、したがって、汪精衛が指導している和平反共運動を擁護す

ることは、中日両大民族間の殺し合いの悲劇に終止符を打つための不可欠の行動である。

つまり、運動と新政権との必然的な関連が主張されていた、とされているのである。このように、二月前後を挟んで、運動のニュアンスに変化が見られたのはなぜだろうか。

2、汪一派と新党運動の行方

岩井の解釈を見ることにしよう。彼によると、この時期、汪兆銘一派も上海で積極的に政権づくりの工作を展開し、特に一般大衆の組織工作をも進めていたため、「必然的にこれら工作の第一線で興建側工作と競合する事態が発生した。」

ところが、「汪派国民党の宣伝工作や民衆獲得工作も、並行的に進められている七十六号の非情な特務工作のために知識階級や一般大衆の支援が得難かったのが実情であった。」「このような情況下、袁自身の手中に在った対日抗戦の第一線に立っていた分子、その後私の考え方に基づいて吸収した藍衣社・c・c団、或は共産党関係者など大衆工作の経験者、斬新な興建の理論とスローガンをひっさげての大衆組織工作が、重慶側から見捨てられ、租界内及び日本軍占領地区内で和戦の岐路に彷徨していた知識階級、一般大衆の間に確実に浸透していったのである。汪派国民党が警戒心を抱いたのも蓋し当然である。」

最も警戒心を抱いていたのは周仏海であった。岩井によると、このような岩井等の新党工作に対抗するため、「まず周仏海のところから、岩井は日本共産党員だという悪質なデマが放送されてきた。これは恐らく私を日共分子に仕立て軍側との離間をはかるためと思われた」というのである。このように、「興建運動が重慶側からではな

く、味方の汪派国民党側からの妨碍を受ける」ことは、岩井の予想出来なかつた事態であつた。

四〇年二月前後の周仏海日記には、岩井との軋轢は記録されていない。ただ、同年六月の日記に「午後、日本人の岩井及び袁学芸と会う。興亜建国会の主幹である。大衆党を組織しようとして余に阻まれた」という文章が書かれていたことから、興建運動と汪兆銘一派との間に対立が存在したことは間違いない。

それでは、なぜ周仏海が新党工作中止させなければならなかつたのだろうか。その理由について金雄白は次のように解釈している。⁽⁴⁷⁾すなわち、岩井や袁殊を積極的に援助したのは共産党の翁永清と劉慕清である。共産党は興建運動を利用して上海での活動を展開していた。「周仏海は中国共産党創立時の一〇人の代表の一人であり、彼は鋭い勘を持っていた。彼は『興亜建国運動』を日本の傀儡組織による活動とは思えず、中共が運動を利用して上海に潜伏していると確信して疑わなかつた」と金雄白は見ている。

金は更に、「当時、周仏海は断固とした態度をとつた。日本は汪政権のもとに、一部分の怪しい人間を利用して新たな新勢力を作り、公に活動を行おうとするならば、汪兆銘政権の樹立も即時停止すると言明した」とも言っている。

岩井の解釈は多少ニュアンスが違うが、やはり興亜建国運動の面々への不信が最大の原因とされている。すなわち、

「周仏海がああして汪兆銘政権の実力ナンバー・ツの地位に居乍ら、終始蔣介石に通じていたことは、戦後の記録……で明らかだが、彼はそうした自分の秘密を彼にとつて未知の興建運動による新政党人により暴かれるのを極度に恐れたためではなかつたらうか。その証拠に彼の側近だつた金雄白の前記『汪政権始末記』(汪

政権実録』のこと)の中の興建運動関係の記述の中に、『日本人は親日中国人を利用して、汪政権の内部に入り込ませ、情報をうると同時に政権を内部から牽制する腹でいた』と書いているが、これこそ、その著者金雄白と周仏海の緊密な関係から見て、当時の周仏海の私の興建運動に対する見方を反映していると思われる。」

ところで、新政権の早期樹立を国策として定めた日本は、汪一派の意見を最優先する方針を決定した。そして、岩井の新政運動を直接阻止したのは、ほかでもなく当初新政組織を依頼した影佐本人であった。その時の様子について岩井は次のように回想する。

「確かに二月下旬頃、影佐から三度呼び出しが来た」……「私が部屋に入ると如何にも苦渋に満ちた顔で、国民党から(影佐は終始周仏海の名を挙げなかったように記憶している)岩井のやっている政党組織工作を日本政府が国民党の政権樹立工作同様支援するなら自分たち(国民党)は政府樹立工作から手を引くと言ってきた。その態度は非常に強硬なので、自分(影佐)は責任上進退谷まっている。最後の相談だが、なんとか政党造りの工作だけはやめてくれないかと、今まで見たこともないせっぱつまった真剣な面持。」

この影佐の要請を受けて、岩井は「政党組織を中止する」と約束せざるを得なかったのである。

四、結びに代えて

以上のように、あっけなく幕を閉じた新政工作は何を意味するものだったのだろうか。工作は初期段階においてかなりの規模を見せていたと言われる。これまた岩井の回想録に見られる記述だが、すなわち、「こうして彼等の

努力の結晶として昭和一四年一月初め、袁殊主幹から運動本部各委員会参加に獲得した各層民衆の総数は四十数方に上ったと詳しい数字を添えて報告があった。「当時私は、こうした数字を鵜呑みにしたわけではないが、諸般の状況を検討し必ずしも過大とは思われなかった」と、数十万人も動員されたように言われている。この数字はにわかには信じがたいが、前述のように、新党工作は外務省からの膨大な工作基金を受けながら展開されたことや、三九年一月下旬中国側幹部が日本を訪問し、阿部首相、近衛枢相、野村元外務大臣、陸海軍当局者などと会談していることや、更に新党工作が不発に終わった後も、宣伝活動や大衆運動を通じて汪兆銘政権を支えたこと、などを総合的に考えると、汪兆銘政権と何らかの関係を持った大規模な政治運動であったことは間違いない。

このことについて、岩井も「当時影佐少将のところで昭和十五年春頃までには汪兆銘の国民政府を還都させる目標で工作を進めていた。これに歩調を合せ、興建本部でもそれ以前に新党を実現させねばならなかったが、その準備は殆んど整い、その時期については常に袁主幹と連絡をとり協議していた。然し私としては、新党は中国人の政党ではあっても、既に日本と合作する新中央政権の一翼を担うものであ」ったことを認めている。

日本側としては、新党を結成して、汪兆銘を中核とする新政権を支える政治勢力に育てる予定であっただろう。この政党は重慶政権や共産党の勢力まで取り込んだのは、重慶政権を内部分裂に導くための戦略であったと考えられる。すなわち、この新党工作も前述汪兆銘政権樹立工作と同様、単に占領地政権を樹立しこれを維持するための手段ではなく、重慶政権を切り崩し、広範な支持基盤を持つ親日政権を作り上げ、新たな日中関係を再構築するという野望に満ちた政治運動であった。したがって、この新党運動の最終目標はやはり重慶政権であったと言つてよい。すなわち、この運動は影佐を中心としたグループの「汪兆銘工作」を含んだ総合的な対中国政策の一環であ

った、と評価されるべきだろう。一方、中国側から見ると、汪兆銘グループ以外に政治勢力を結成させることは、汪一派に対する不信であり、彼ら自身の名譽が毀損されたように思えただろう。この新政權の純白を守るために、周仏海等は新黨運動を断固として阻止したのである。

次に掲げる影佐の発言は、⁽⁵⁰⁾前述和平条件をめぐる日中協議会の席上で行われたものである。その内容は、日本側の汪兆銘政權樹立の本意と対中政策構想を如実に反映したものである。最後にこの影佐の発言を紹介して、本論を終えたい。

「陶氏の觀念には稍々御訂正を願はざるべからざる点あり、即陶氏は戦争終結、和平招來のみを目的とせられ居る処單に其の目的だけならば事變直前の状態に復歸せば足るものならんが中日兩國は單に戦争止むるのみならず將來兩國は東洋の平和、東洋の防護の見地より日支合作協力が必要にして之を理想として今後日支兩國は進むべきものと思ふ、陶氏は特殊地域を一例として挙げられたるが單に和平を目的とするならば特殊地域の如きは意義なきも日支協力の必要性より觀察し此必要を認むるに至るものと思料す。」

注

- (1) 蔡德金著『歴史的怪胎——汪精衛国民政府』（中国広西師範大学出版社、一九九三年）。
- (2) このような見方は主として「汪兆銘工作」の関係者等の回想録の影響を受けて生まれたものと言つてよい。中でも西義顯「悲劇証人」（文献社、一九六二年）は特にこの見方を強調している。
- (3) 拙著『日中戦争下の外交』（吉川弘文館、一九六二年）を参照されたい。
- (4) 影佐禎昭「曾走路我記」（『現代史資料』十三、みすず書房、一九六六年）、三六六頁。
- (5) 今井武夫「支那事變の回想」（みすず書房、一九六四年）一一四—一一五頁。なお、今井は八月中旬から「汪兆銘工作」推進のため影佐を援助する目的で上海に出張していたが、支那派遣軍總司令部の設置（二〇月一日）に伴い、参謀本部課長を辞し、

新たに総軍の情報及び政務を担当する第二及び第四課長を兼務することになり、九月二二日南京に着任している。

- (6) 香港『大公報』一九四〇年一月二二日。『新支那中央政權に関する論調』、二四七頁。
- (7) 蔡徳金編、劉傑他訳『周仏海日記』（みすず書房、一九九二年）一九四〇年一月二二日条。
- (8) 外務省記録、有野（学）濟南総領事発有田（八郎）外務大臣宛電文、第三三三号、一九四〇年一月二六日（支那事変に際し支那新政府樹立関係一件）第七卷、所収。
- (9) 外務省記録、三浦（義秋）上海総領事発有田外務大臣宛電文、第一六七号、一九四〇年一月二六日（同前所収）。
- (10) 外務省記録、加藤（外松）公使発有田外務大臣宛電文、第九号、一九四〇年一月一七日（前掲『新政府一件』所収）。
- (11) 「日支国交調整原則に関する協議会議事要録」（『現代史資料』一三、みすず書房、一九六六年）。なお、以下の交渉過程についての記述はこの議事録に依った。
- (12) 前掲、今井武夫『支那事変の回想』八〇―八一頁。
- (13) 同前、八九―九〇頁。
- (14) 三つの合意事項については前掲拙著『日中戦争下の外交』第五章を参照されたい。
- (15) 堀場一雄『支那事変戦争指導史』（時事通信社、一九六二年）、三二六―三二九頁。
- (16) 同前、三三〇頁。
- (17) 同前、三三三頁。
- (18) 同前、三四五頁。
- (19) 「第四回会議事要録」（前掲『現代史資料』一三、所収）、二七四頁。
- (20) 前掲『支那事変戦争指導史』、三三七―三三九頁。
- (21) 同前、三三九頁。
- (22) 同前、三二七頁。
- (23) 同前、三三三頁。
- (24) 前掲、外務省記録『支那事変に際し支那新政府樹立関係一件』第七卷、所収。
- (25) 堀内干城『新中央政府と日支関係』（日本外交協会第三九五回例会席上外務省東亜局長堀内干城氏述、一九四〇年五月）、六一

七頁。

- (26) 外務省記録、藤井（啓之助）参事官発有田大臣宛電文、第一二四号、一九四〇年二月一日（前掲「新政府一件」所収）。
- (27) 前掲、影佐禎昭「曾走路我記」、三七九頁。
- (28) 須磨弥吉郎「支那新政府成立と列国の動向」（日本外交協会第三九三回例会席上外務省情報部長須磨弥吉郎氏述、一九四〇年四月）、四七—五五頁。
- (29) 前掲、外務省記録、加藤公使発有田外務大臣宛電文、第九号、一九四〇年一月一七日。（前掲「新政府一件」所収）
- (30) 同前。
- (31) 外務省記録「汪工作ニ対スル米國ノ態度」（前掲「新政府一件」所収）。
- (32) 外務省記録、加藤公使発有田外務大臣宛電文、第一二二号、一九四〇年一月一七日（前掲「新政府一件」所収）。
- (33) 前掲「周仏海日記」一九四〇年一月一五日条。
- (34) 外務省記録、加藤公使発有田外務大臣宛電文、第三五号、一九四〇年二月一日（前掲「新政府一件」所収）。
- (35) 岩井英一「回想の上海」（「回想の上海」出版委員会、一九八三年）、九八頁。
- (36) 金雄白「汪政権実録」下集（香港春秋雜誌社、一九六一年）、二七頁。
- (37) 前掲「回想の上海」、九九頁。
- (38) 同前、一三四頁。
- (39) 前掲「周仏海日記」、一九四〇年六月三日条の注釈、二〇五頁。
- (40) 前掲「汪政権実録」下集、二七頁。
- (41) 前掲「回想の上海」、八〇—八一頁。
- (42) 前掲「回想の上海」、一〇四頁。以下特にことわらない限り、興建運動についての記述と引用はこの岩井の回想録を参考にした。
- (43) 同前、一一五頁。
- (44) 同前。
- (45) 岩井英一「致興建運動同志書」（「興建」第三卷第一号所収、一九四〇年一〇月）。

- (46) 前掲『周仏海日記』、一九四〇年六月三日条。
- (47) 前掲『汪政権実録』下集、三一頁。
- (48) 前掲『回想の上海』、二二四頁。
- (49) 汪兆銘政権成立後、興亜建国の運動資金は同政権に頼るようになった。前掲『周仏海日記』、一九四〇年六月三日条に「今日期せずして会ったので余に援助を依頼する。余としては、彼らを敵に追いやるよりは手を組んで友としたほうがよいので、援助することを承諾した」とある。
- (50) 前掲「日支国交調整原則に関する協議会議事要録」、二五二頁。